

障害者自立支援法

10月から

地域生活支援事業が 始まります

障害のあるかたが地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして、四月から施行されている障害者自立支援法。
十月からは、補装具・日常生活用具の制度の見直しや、「地域生活支援事業」が行われます。



地域での生活をサポート！ お気軽にご相談ください
(支援センターほくとの相談員のみなさん)

障害者自立支援法による障害者福祉サービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています(左ページ参照)。そのうち「地域生活支援事業」は、市が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として定められ、十月から行われます。利用者負担額などについては、九月市議会で審議され正式に決定されます。

また、今まで行ってきた、車いすや補聴器などを交付・修理する「補装具」の制度や、日常生活上の便宜をはかるための「日常生活用具」の給付制度についても見直され、十月から実施されます。



補装具は、障害のあるかたの手や足の代わりとなる重要なものです

補装具・日常生活用具の制度が変更

給付品目が変わります

これまでの補装具の制度は、自立支援給付の「補装具」に、日常生活用具の制度は地域生活支援事業の一部に再編され、品目を表のとおり変更します。

利用者負担は1割負担に

利用者負担は補装具、日常生活用具、いずれも十月から一割負担となります。ただし、世帯の所得に応じて、表のとおり月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は生じません。

また、一定所得以上の世帯に属するかたは、支給の対象外です。

表 補装具と日常生活用具の月額負担上限額

| | 世帯の収入状況 | 月額負担上限額 |
|------|--|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | 0円 |
| 低所得1 | 市町村民税の非課税世帯で、サービスを利用する本人(18歳未満の場合は保護者)の収入が年間80万円以下 | 15,000円 |
| 低所得2 | 市町村民税の非課税世帯 | 24,600円 |
| 一般 | 市町村民税の課税世帯 | 37,200円 |

※本人や世帯員の市町村民税所得割が、50万円以上のかたは支給対象外となります。

表 補装具と日常生活用具の品目変更

| 補装具 | | 日常生活用具 | |
|-------------------|-----------|--------------|--------|
| 点字器 | 日常生活用具へ移行 | 情報・通信支援用具 | 新たに追加 |
| 人工喉頭 | | 重度障害者用意思伝達装置 | 補装具へ移行 |
| 歩行補助つえ (一本杖のみ) | | 浴槽(湯沸器) | 廃止 |
| 収尿器 | | パーソナルコンピュータ | |
| ストマ用装具 | | 廃止 | |
| 色めがね | | | |

九月二十九日(金)までの補装具・日常生活用具の申請については、給付品目や利用者負担はこれまでどおりです。

秋田市の地域生活支援事業

9月までの障害者福祉サービス

精神障害者地域生活支援センター
～精神障害者に関する相談支援

生活支援事業
～身体・知的障害者に
関する相談支援

手話通訳設置事業

日常生活用具給付

補装具給付の一部

居宅介護・移動介護
(介護給付)の一部

短期入所(介護給付)の
日中利用

県が実施

秋田県児童生徒放課後生活支援事業

10月から地域生活支援事業として 市が実施する主な事業

相談支援事業
～身体・知的・精神障害者に
関する相談支援

コミュニケーション支援事業
・手話通訳者設置・派遣
・要約筆記者派遣

日常生活用具給付

移動支援事業

日中一時支援事業
短期入所型

日中一時支援事業
放課後支援型

障害者福祉の全体像

市町村が実施

自立支援給付 (費用の9割を行政が支給して、残りの1割を利用者に負担してもらいます)

介護給付

居宅介護
行動援護
短期入所
児童デイサービス
重度訪問介護
療養介護
生活介護
重度障害者等包括支援
共同生活介護
施設入所支援

訓練等給付

共同生活援助
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援

自立支援医療

障害にかかる
公費負担医療

補装具

補聴器
車いす など

障害者・児

地域生活支援事業

- 日常生活用具の給付・貸与
- 相談支援
- コミュニケーション支援
- 移動支援
- 日中一時支援
- 訪問入浴サービス など

ここが
変わります！

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成など

県が支援

地域生活支援事業

相談支援等事業

障害のあるかたや、家族のかたなどの相談に応じます。相談は無料です。直接相談支援事業者へお申し込みください。



身体障害
支援センターはくと

☎(873)7804

知的障害 竹生寮

☎(834)2577

精神障害 クローバー

☎(846)5328

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思の疎通をはかることが難しいかたに、無料で手話通訳者や要約筆記者を派遣し、円滑な意思疎通を支援します。

移動支援事業

障害があり、屋外での移動が困難なかたに、社会参加などで外出する際の移動の支援を行います。(二割)があります(介護給付による移動支援が受けられるかたはそこからをご利用ください)。

日中一時支援事業

介護者が不在でも、安心して活動したり、介護を受けられるように支援します。利用目的により、二つの型に分けられ、利用時間に応じて、利用者負担があります。

短期入所型

介護者が病気や冠婚葬祭などで一時的に介護できない場合に、施設で介護します。利用は日中に限

られます(宿泊を伴う場合は、介護給付による短期入所をご利用ください)。

放課後支援型

対象の養護学校(県立秋田養護学校、県立栗田養護学校、県立天王みどり学園)に通う児童・生徒で、放課後や夏休みなどの長期休暇の間、介護者が就労などでない場合に、学校の空き教室などを利用して預かります。

「秋田県児童生徒放課後生活支援事業」を継続して行う事業です。申し込み方法や利用者負担が変わりますが、現在利用しているかたには、今後学校を通してご案内します。

問い合わせ・申し込み

身体・知的障害のあるかた
障害福祉課tel(866)2093

精神障害のあるかた
市保健所
健康管理課tel(883)1180